別表第二の第六表(1)中

「

内燃力発電設備															

」を

「

内燃力発電設備															
新エネルギー等発電設備															

」に

改める。

別表第二の第六表(3)中

「

内燃力発電設備				
	計		計	

」を

「

内燃力発電設備				
	計		計	
新エネルギー等発電設備				
	計		計	

」に

改める。

別表第二の第六表(4)中

「

内燃力発電設備								

」を

「

内燃力発電設備								
新エネルギー等発電設備								

」に

改める。

別表第二の第七表中

「

内燃力発電設備					

」を

「

内燃力発電設備					
新エネルギー等発電設備					

」に

「

原子力発電設備					
送電設備					

」を

「

原子力発電設備					
新エネルギー等発電設備					
送電設備					

」に

「

その他の設備					
計					

」を

「

その他の設備					
資産除去債務相当資産					
水力発電設備					
汽力発電設備					
原子力発電設備					
内燃力発電設備					
新エネルギー等発電設備					
送電設備					
変電設備					
配電設備					
業務設備					
その他の設備					
計					

」に

改める。

別表第二の第十一表を第十一表(1)とし、同表の次に次の表を加える。

第11表(2)

資産除去債務明細表

年　月　日から
年　月　日まで

事業者名　　（単位　千円）

区分	期首残高	期中増加額	期中減少額	期末残高

（記載注意）

1　貸借対照表に計上されている資産除去債務について、当該資産除去債務に係る法的規制等の種類ごとの区分により記載すること。

2　原子力発電施設解体引当金に関する省令（平成元年通商産業省令第30号）の規定による特定原子力発電施設については、原子力発電施設解体引当金及びその他に区分して整理すること。